

SNS 公式アカウント運用に関するガイドライン

1：目的

ソーシャル・ネットワーキングサービス（以下、SNS）の特性である即時性を活かし、当法人の様々な取り組み、活動、魅力を発信することで、ご利用希望者・保護者・地域住民、入職希望者等への情報提供を通じて信頼される法人づくりを目指します。

2：適用

このガイドラインは、社会福祉法人 島原市手をつなぐ育成会が事業活動の一環として情報を発信する SNS の「公式アカウント」を管理・運営する際に適用します。

3：定義

「公式アカウント」とは広報委員会にて審議し、本部会で承認されたアカウントのことを指します。当法人所属の個人またはグループが、認められていない当該個人またはグループのアカウントで個人の責任において発信される情報は、当法人の公式発表や公式見解ではありません。

4：管理体制

当事業所が保有する公式アカウントの開設審査・承認およびアカウント登録に関する諸事項の決定、アカウントの停止・廃止に関する決定については広報委員会にて審議し、本部会が決定します。事務については広報委員会メンバーが担当します。

5：運用体制

公式アカウントで情報発信し、SNS 利用者とのコミュニケーションを遂行する継続的な運用業務は、広報委員会メンバーが担当します。

6：開設申請

公式アカウントを開設することにより、事業活動に有益であると判断される場合には、本部会及び広報委員会へ伺いを行ってください。本部会及び広報委員会は申請を受領した後、公式アカウント開設の妥当性や継続性、危険性を総合的に判断し、妥当性と判断される場合には公式アカウントの開設を承認します。（無断での登録は禁止します。）

7：ロゴの使用について

ロゴは当法人知的財産です。当法人の一員であっても、許可なく転載・複製して掲載することを禁じます。SNS を開設する際、使用を希望する場合には本部会及び広報委員会に伺いを上げてください。

8：アカウントの情報管理

ユーザー名及びパスワードは広報委員長が定めることとします。委員会メンバーが変更になった際にはパスワード変更を行うこともあります。

9：情報発信と意思決定

公式アカウントからの情報発信は、本部会が指名した広報委員を通じて行うものとします。発信する情報については原則として各事業所管理者の承認を必要とします。ただし、SNSの特性や情報発信の即時性を考慮し、あらかじめ管理者が必要と認めた事項については、広報委員の判断により直接情報を発信できるものとします。

10：利用者からのコメント等への対応

個別アカウントから、コメントやダイレクトメッセージへの返信は原則行わないこととします。不適切と考えられる内容については、本部会の裁量において削除することがあります。

11：ホームページへの掲示

公式アカウントは当法人の公式ホームページ上にも掲載し、情報発信を行います。これをもってなりすましでないことを証明します。なりすましを発見した場合は、ホームページ等において情報を発信し、なりすましアカウントが存在することへの注意喚起をお願いします。

12：遵守事項

日本国内の法令及び本ガイドライン、個々のサービスで定められる利用規約を遵守してください。特に基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権、商標権等に関して、十分留意して下さい。次のような情報は発信してはいけません。

1. 謹謗中傷するような内容
2. 他人のプライバシーに関する内容
3. 公序良俗に反する内容
4. 人種、民族、言語、宗教、身体、性、思想、信条に関する差別的な内容
5. 虚偽の内容
6. 特定の個人または団体の営利活動につながるような商業的な内容
7. その他、当法人が不適切と判断する内容

上記の内容に該当するような情報やコメント等が掲載された場合には削除を行うことがあります。

13：免責事項

1. 当法人は、公式 SNS の利用者により投稿されたコンテンツやコメントについて一切の責任を負いません。
2. 当法人は、公式 SNS 利用者間、もしくは SNS 利用者と第三者のトラブルによって SNS 利用者または第三者が被った損害について、一切責任を負いません。
3. 当法人は、公式 SNS 利用者が当アカウントにアクセスしたために被った損害について、一切の責任を負いません。

14：協議事項

この規定に定めのない事項については、本部会及び広報委員会、運営会議メンバーとが協議をして定めるものとします。

15：その他

この「SNS 公式アカウント運用に関するガイドライン」は本部会及び広報委員会が管理します。内容については、メディア社会情勢の変化に合わせ、最善な方法を常に検討し、予告なく更新することがあります。変更があった場合は、当法人ホームページに掲載した時点で効力を発し、関係者すべてに適用されます。改廃は、広報委員会にて審議し、本部会にて行います。

本ガイドラインは令和 7 年 10 月 1 日より施行します。

公式アカウント運用に関する問い合わせ
社会福祉法人 島原市手をつなぐ育成会
法人本部会 広報委員会
TEL 0957-62-7143